

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2017.12 No. 316

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 契約・取引の実務について（債務不履行等）
- II. 役員給与の損金算入範囲等
- III. ビットコインについて
- § 経営セミナーのご案内

[今月のトピックス]

- ・中小企業庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 契約・取引の実務について（債務不履行等）

—— 改正民法でここが変わる！ ——

前回に引き続き今月も民法改正について取り上げます。今月は債務不履行や契約の解除などについて掲載します。改正民法で変更した内容を詳しく見ていきましょう。

■債務不履行

今般の改正民法の特徴を一言で言うと、契約法のルールを120年ぶりに大きく改正するといっても過言ではありません。例えば、売買契約の目的物が焼失した場合、売主は目的物引渡債務を履行することができず、そのような状態を「不能」といいます。そして、契約成立後に生じた不能が債務者の落ち度（現行法415条は「債務者の責めに帰すべき事由」という用語を用いています。）によって生じたときには、債務不履行のうちの一類型である履行不能になります。

これまでは「債務者の責めに帰すべき事由」とは、一般に「債務者の故意・過失又は信義則上これと同視できる事由」と解されてきました。

しかし、過失はそもそも契約関係にない当事者間で問題となる不法行為責任の要件です（709条）。見ず知らずの二人が喧嘩をして一方に怪我を負わせた場合のルールを契約当事者に持ち込むのは妥当とはいえません。そこで、今般の改正では、債務不履行責任の根拠を契約は守らなければならないという「契約の拘束力」に求める立場から、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債務者はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない」（改正法415条）という規定を置くことにしまし

た。新しく「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」という修飾語句が付いたこととなりますが、これによって、改正前と債務不履行の要件が大きく変わったのかどうかは実はよく分かりません。しかし、少なくとも債務不履行責任の成否を検討するに当たって、前提となる契約の趣旨が重視されるようになったということはいえると思います。

■契約の解除はどう変わったのか？

契約の解除とは、債権者が債務者の債務不履行を理由として、債務者に対する一方的意思表示によって契約を終了させることをいいます。債務不履行の効果として損害賠償請求に加えて契約の解除ができるとされています。

契約に関する伝統的通説は、債務者の責めに帰すべき事由という要件は債務不履行による解除一般に必要なとされる以上、契約の解除の要件でもあると解してきました。これは契約の解除の履行を怠った債務者に対する「制裁」と解する立場といえます。ところが近時は、解除は債務者に対する「制裁」ではなく、契約当事者を契約の拘束力から解放する制度であると理解されるようになっていきます。その結果、債務者の責めに帰すべき事由は、解除そのものの要件ではないと理解されることとなります。そこで、改正法は債務不能解除に債務者の責めに帰すべき事由を要求した改正前 543 条後段を削除することで、解除の要件として、債務者の責めに帰すべき事由は不要であるとの立場を採用しました。

■賃貸借のルールはどう変わったのか？

現行法では、賃貸借の存続期間は 20 年を超えることができないと定められていましたが、改正法では長期の賃貸借の存続期間に対するニーズに応えるため、存続期間は 50 年を超えることができないと改められました（改正法 604 条 1 項）

また、改正法 621 条 1 項本文は、賃貸借が終了して賃借人が賃借物を返還する際には、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷があれば賃借人は原状に復する義務を負うことを定めましたが、「通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗」（通常損耗）と「賃借物の経年変化」は原状回復の対象外とされました。賃借人に予期せぬ特別な負担を課さない趣旨ですが、この規定により、賃借人に通常損耗の修補義務を負わせるには、賃貸借契約書の条項自体に明記するか、賃借人が口頭で説明し賃借人に明確にその旨を認識させる必要があることとなります。さらに、現行法では定義規定を欠いていた敷金につき「いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃借人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で賃借人が賃借人に交付する金銭」（改正法 622 条の 2 第 1 項）と明確に定義されるとともに、賃貸借契約終了時の当事者間の法律関係（改正法 622 条の 2 第 2 項）や賃借人や賃貸人が交付した場合の敷金の承継関係（改正法 605 条の 2 第 4 項、622 条の 2 第 1 項 2 号）が法律で明確に規定されました。

■最後に

改正法では貸金等根保証契約以外の根保証契約についても極度額を限定しないと無効となると規定しましたが（改正法 465 条の 2）、賃貸人の債務を保証する旨の保証契約も根保証契約といえますから、賃借人の連帯保証人にもこの規制が及ぶ点で注意が必要です。

Ⅱ . 役員給与の損金算入範囲等

— 特に定期同額給与について —

税務上の役員給与の取り扱いについては、国税庁が定めた一定のルールがあり、当該ルールに則らないと、役員給与の計上額の中に損金不算入となる金額が発生する可能性があります。そのようなことがないように役員給与の再確認をしたいと考えます。

■役員給与の損金算入について

役員に対して支給される給与の内、1. 定期同額給与、2. 事前確定届出給与、3. 利益連動給与の各区分の要件を満たすもののみが損金算入が認められ、これら以外のはすべて損金不算入といった考え方になっております。以下、特に1. 定期同額給与について記載することとします。

■定期同額給与とは

定期同額給与とは以下のように定義されております。

「その支給時期が1か月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額又は支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額であるもの」

(注) 源泉税等の額とは、源泉徴収をされる所得税の額、特別徴収をされる地方税の額、定期給与の額から控除される社会保険料の額その他これらに類するものの額の合計額をいいます。

■定期同額給与の改定事由ないし改訂時期について

定期同額給与については繰り返しになりますが、「定期給与の額につき、次に掲げる改定がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額又は支給額から社会保険料及び源泉所得税等の額を控除した金額が同額であるもの」となっております。

1. その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3か月を経過する日（確定申告書の提出期限の特例に係る税務署長の指定を受けた場合にはその指定に係る月数に2を加えた月数を経過する日（以下「3月経過日等」といいます。）までに継続して毎年所定の時期にされる定期給与の額の改定。ただし、3月経過日等後にされることについて特別の事情があると認められる場合にはその改定の時期にされたもの。

ポイントは「3月経過日等」までに改訂する必要があるということです。

2. その事業年度においてその法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたその役員に係る定期給与の額の改定（1に掲げる改定を除きます。）

ポイントは役員の地位の変更など、臨時改訂事由（外部要因）に限られていることです。

3. その事業年度においてその法人の経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由によりされた定期給与の額の改訂(その定期給与の額を減額した改定に限られ、1及び2に掲げる改定を除きます。)

ポイントは経営状況が著しく悪化した場合に行う減額改訂であって、単に業績悪化や資金繰り不安などは該当しないとされております。

■最後に

例えば、節税目的で役員給与の増額改訂を行いたいと考えている場合

1. 決算後3ヶ月以内に株主総会を開催して役員給与の改訂額を決議する。

2. 決議後、決算期後3ヶ月以内の月で増額改訂された役員報酬を計上すれば同額給与となります。

なお、改訂した月から決算期まで役員報酬は「同額」にしなければならないこととなっております。つまり、報酬を増額改訂していたが、期の途中になると、業績が予想に反して下落していたとしても、さらに改訂しようと考えても改訂はできませんのでご留意ください。



中小企業庁情報コーナー

■軽減税率対策補助金の期限が延長されます

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日から実施されます。中小企業・小規模事業者の方々に軽減税率実施への対応を円滑に進めていただくため、平成30年1月31日を期限として軽減税率対策補助金の申請受付が行われてきましたが、今後は平成31年10月1日から始まる消費税軽減税率制度に対応するため、補助事業の完了期限が以下の通り変更されます。

(現行)平成30年1月31日までに事業完了→(変更後)平成31年9月30日までに事業完了

なお、補助金の申請受付期限については、上記事業完了期限に合わせて設定することとし、具体的な時期については、後日、軽減税率対策補助金事務局および中小企業庁ホームページにおいて公表されます。

Ⅲ. ビットコインについて

— 仮想通貨に係る税金とは —

2008年10月にインターネット上に投稿された中本哲史(Satoshi Nakamoto)の論文でビットコイン(仮想通貨)の理論が提唱され、翌年の1月にこの理論を実現するソフトウェアが公開され、ビットコインの取引がはじま

りました。2010年2月にはビットコインを両替できる取引所が誕生したことで2010年5月にはビットコインを使った決済が行われるようになり今日では、テレビ、新聞、雑誌、インターネット上でいろいろ話題になっています。

ビットコインは仮想通貨であり「日本円」と同じく通貨で、日本円の単位が1円であるように、ビットコインの単位は1BTC(1ビットコイン)です。しかし、日本の日本銀行が円を発行し管理するように通貨は各国の中央銀行が発行し管理しますが、ビットコインは中央銀行が発行管理するのではなく2140年までに2,100万Bitcoinを発行総量としたうえコンピューターネットワークを利用して通貨の発行・管理をする仕組みとなっています。

ここでは、このビットコインのメリットを説明したうえで税金がどういう形で課税されるのかご説明いたします。

■ ビットコインのメリット・デメリット

ビットコインは通貨やオンラインゲーム等の仮想通貨と違い中央銀行や企業に管理されていないので個人間の送金を直接に送金でき、送金手数料が無料又は格安です。また、アメリカで通貨を使おうとすれば「ドル」、中国で使おうとすれば「元」に交換する必要がありますが、ビットコインはビットコイン利用可能なお店であれば世界中で利用することができます。

通貨に預金口座があるようにビットコインにはウォレット(財布)があります。ビットコインを利用するにはウォレットを持ちそこにビットコインを保存して決済に利用します。ですからビットコインを利用するにはウォレットを自分だけでなく相手ももっていなければなりません。

また、ビットコインは発行総量が2140年までに2,100万Bitcoinと上限が設けられているので投機につながる可能性があります。

■ ビットコインに対して係る税金

ビットコインに対して係る税金について今年の4月に国税庁ホームページで「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係」として正式に公開されました。公開内容は次の通りです。

ビットコインは、物品の購入等に使用できるものですが、このビットコインを使用することで生じた利益は、所得税の課税対象となります。このビットコインを使用することにより生じる損益(邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益)は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。

つまり、以下の4つのケースに該当する場合、個人の方は、事業所得又は雑所得として課税されます。

1. ビットコインを日本円に換金した場合の値上がり益。
2. ビットコインで商品を購入した場合の値上がり益。
3. 別の仮想通貨と交換した場合の値上り益。
4. 採掘(マイニング)を行った場合に受け取るビットコイン。

上記1から3は言葉通りですが、採掘(マイニング)とは何かと言うと、ビットコインはその取引すべての記録を一定期間ごとに取引台帳に追記しなければなりません。この作業を行うことです。この作業に対する報酬としてビットコインを受け取ることができます。

また、今年の7月よりビットコインは通貨として認められたことで消費税が課税されなくなりました。かつて「小判」として通貨であった「金」が現在、消費税がかかるのに対して逆転しています。



今月のブックマーク

「ODA」と聞くと、税金を使って外国をサポートしているというイメージが沸くかと思えます。国民の目線からは、どのようにお金が使われているのかわかりにくい面もあります。外国の切手や貨幣になった話など、外務省のホームページではODAに関するエピソードが掲載されております。是非ご覧ください。

「外務省 ODA ちょっと良い話」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/hanashi/index.html#section1>

経営者向け “学びの場” のご紹介

「H29 年度大阪労働大学講座」後期聴講生募集！

(大阪府・大阪労働協会主催)

大阪労働大学講座は、労働に関する法律、労働経済、労働福祉について、関西を代表する一流講師陣から、基礎から専門知識まで体系的に学べる講座です。経営における労使知識の最新情報の充実にご活用されてはいかがでしょうか。

(12月～1月の講座から自由に選択可)

- | | | |
|---------------------------------|------------------|-----------------|
| 【講座名】 | ・労働災害 | ・労働市場 |
| | ・多様な働き方と均衡処遇 | ・労務管理の話題と展望 |
| | ・ワークライフバランスと労働時間 | ・介護保険、現場の現状と問題点 |
| 【対象】 | 経営者、経営幹部、人事労務担当 | 各講座/定員 30名 (有料) |
| ※お問い合わせ 大阪府・大阪労働協会 06-6942-1933 | | |

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

—— **TFG** 冬季休暇のご案内 ——

12月30日(土) から1月4日(木) まで休暇とさせていただきます。宜しくお願い致します

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関するコンサルティング業務も、ご遠慮なくご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG**group

TFG

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐